

栃木県学校生活協同組合

退職者の組合員資格任意継続に関する規程

(総則)

第1条 栃木県学校生活協同組合定款第6条、第8条、第9条、第10条、第11条および第12条に基づき、退職者の継続加入についてこの規程を定める。

(権限の委譲)

第2条 理事会は、退職者の組合員資格任意継続に関する申し込みの受理およびその承認に関する権限を理事長に委譲する。

(組合員資格任意継続の申し込み)

第3条 退職後も引き続き組合員になろうとする者は、この組合の定める書類により理事長宛に申し込みを行なう。

(組合員資格任意継続の承認)

第4条 理事長は、第3条に定める申し込みを拒んではならない。ただし、第3条の申し込みを拒むことにつき正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

(組合員資格の喪失)

第5条 この組合は、本規程に定める組合員が次の各号に該当する場合は組合員資格を喪失したものと取り扱う。

1. 定款第9条に定める届出の義務を履行しないとき。
2. 定款第10条および第11条に規定する脱退に該当するとき。
3. 定款第12条に規定する除名に該当するとき。

(出資金の払い戻し請求権の時効)

第6条 本規程第5条に定める組合員資格の喪失による出資金の払い戻し請求権は、生協法第23条により組合員資格の喪失のときから2年間を預かり金とし、これを経過した場合の出資金の払い戻し請求権は消滅する。

(出資金の払い戻しの停止)

第7条 本規程第5条に該当する組合員が、この組合に対する債務を完遂するまでは、この組合は生協法第24条および定款第13条第2項により出資金の払い戻しを停止することができる。

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項については、別途に定める退職者の組合員資格任意継続に関する取り扱い要領による。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会の議決を要する。

附則

この規程は2000年4月1日から施行する。

2009年 3月23日 一部改正

2014年11月25日 一部改正

2024年 1月15日 一部改正